

神戸市青少年育成支援事業補助金

【令和7年度 募集要項】

※補助事業をより効率的かつ適切に利用していただくためにポイントをまとめました。
応募をご検討の際に、必ずご一読ください。

本事業の目的

- ・ 青少年の地域社会への参画を促し、将来の神戸を担うリーダーを育成することを目的とした野外活動や研修事業等の活動に対し助成を行います。

申請期間

- ・ 令和7年5月12日(月曜)～6月12日(木曜) (必着)
申請書類は、神戸市こども家庭局こども青少年課 青少年育成支援事業補助金担当まで
下記Eメール又は郵送でご提出ください。

注意点

- ・ 「本市の他の補助又は助成を受けていない事業であること。」が必要です。
- ・ 申請できる青少年育成団体は、「市内に活動の本拠を有する団体で、市内で青少年の健全育成活動を継続的に実施している団体」です。
※設立後1年以上の活動実績がない場合は、代表者や役員等の構成員が1年以上の健全育成活動の実績があることが必要です。

留意事項

- ・ 事業の実施にあたっては、各種感染症対策及び熱中症対策、その他安全管理等について、十分にご配慮ください。

【問い合わせ・提出先】

神戸市こども家庭局こども青少年課
青少年育成支援事業補助金担当

電話：078-322-5181（平日 8:45～12:00、13:00～17:30）

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

Eメール：kk_renkei@city.kobe.lg.jp

※Eメール又は郵送でのご提出にご協力をお願いします。

神戸市青少年育成支援事業補助金 募集要項

1. 補助対象団体及び補助金額等

(1) 補助対象団体(青少年育成団体)

- ①市内に活動の本拠を有する団体で、市内で青少年の健全育成活動を継続的に実施している団体。(※1)
 - ②必ず役員名簿、団体規約等を有し、規約等に会計監査の実施を定めていること。(※2)
- (※1) 設立後1年以上の市内での青少年の健全育成活動の実績がある場合はそれを確認できる書類、団体として1年以上の活動実績がない場合は、代表者や役員等の構成員が1年以上市内での健全育成活動の実績があることを確認いたします。
- 例) 団体の総会や決算に関する書類や事業の内容が分かるチラシ
役員の名簿に各役員の活動実績を記載したもの等
- (※2) 規約等で青少年の健全育成や会計監査の実施を規定しているかを確認いたします。

(2) 補助金額

- 1事業あたりの補助金額は、**20万円を上限**とし、以下の計算式をもとに算出、決定します。
補助金額＝事業経費総額×1／2
ただし、**補助金額の上限は補助対象経費の範囲内とします。**
- ※事業経費総額は、事業実施に必要な経費すべての合計のことです。
(事業経費総額＝補助対象経費＋補助対象とならない経費)
- ※「補助対象経費」「補助対象とならない経費」の詳細は、2. 補助対象経費をご覧ください。
- 申請団体は、優先順位をつけて複数の事業を申請することができます。
ただし、審査のうえ、予算の範囲内で補助します。
- 収支予算書の支出額の精査をした上で、補助申請をしてください。
収支予算書と事業実施後の収支決算書の支出額が大きく乖離することのないように、申請時点で、できるだけ支出額の精査をお願いします。

2. 補助対象経費

- ・補助対象経費は、補助対象となる事業実施に直接必要な経費とし、おおむね次のとおり。

	事業経費総額	
	補助対象経費	補助対象とならない経費
材料費等	・資材購入費、資料やチラシ等印刷費、消耗品費等	・飲食関係費 ※会議で使用する湯茶代、事業実施に伴う熱中症対策等のための飲料費のみ補助対象経費 ・参加賞費（景品、記念品、図書カード等の金券） ・表彰物品（賞状、表彰盾） ・他団体への寄付金、分担金、会費、参加者への現金支出等
使用料	・会場や物品の使用料	
謝 金	・講師や指導者への謝礼	・補助対象団体の役員及び構成員への謝礼
交通費	・バス借り上げ代等	・補助対象団体の役員及び構成員へのガソリン代
保険料	・事業参加者のための保険代	
郵送通信費	・事業案内の送付費等	

※ご不明な点はお相談ください

3. 補助対象事業等

（１）補助対象事業分野の選択

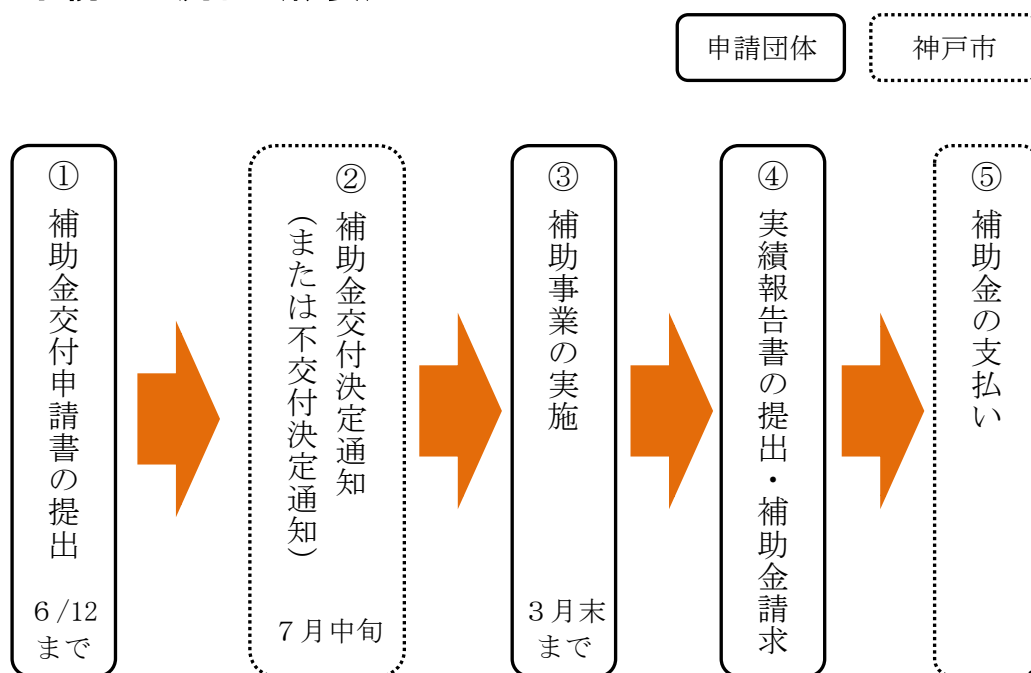
- ・申請事業は、下記（１）～（３）の事業分野、事業内容の項目①～⑥から該当するものを選択してください。

事業分野：（１）キャンプ等野外活動、（２）世代間交流活動、（３）青少年及び指導者向け研修
事業内容：①自然体験、②農業体験、③宿泊体験、④地域貢献、⑤異文化体験、⑥高齢・障がい者施設交流

（２）事業内容の要件

- ・青少年の地域社会への参画を促し、将来の神戸を担うリーダーを育成することを目的とした、下記のすべてに該当する事業であること。
 - ① 申請団体が主催する事業であること。
 - ② 県内で実施され、市内の青少年が誰でも参加できる事業であること。
 - ③ 政治・宗教活動に関する事業でないこと。
 - ④ 営利事業又はこれに類似する事業でないこと。
 - ⑤ 補助金の交付申請を行なった年度の終了までに事業完了の見込みがあること。
 - ⑥ 本市の他の補助又は助成を受けていない事業であること。

4. 申請後の手続きの流れ（概要）



※②の補助金交付決定通知以前に実施された事業は、補助対象となりません。

※③の補助事業実施にかかる支払いは、補助事業期間内に行ってください。